



新潟市新潟駅前広場条例 改正の周知と啓発について

**安心して利用できる駅前広場を目指して、
周知・啓発活動を実施します**

【目的】

令和6年4月1日に改正施行される新潟市新潟駅前広場条例※について、施行前に本改正の内容を広く市民の皆さまへ周知し、駅前広場の適切な利用について啓発することを目的とします。

※主な改正内容

＜禁止行為の明確化＞

悪質な危険行為や迷惑行為による事件や事故、施設等の損傷を未然に防ぐため、スケートボードなどの滑走を禁止行為として明確化しました。

＜入場制限＞

利用者の安全と快適な利用環境を確保するため、禁止行為を行う目的の入場を禁じ、又は現に禁止行為を行っている者へ退場を命じることができる規定を設けました。

【日時・場所】

令和6年3月23日（土）午後2時～

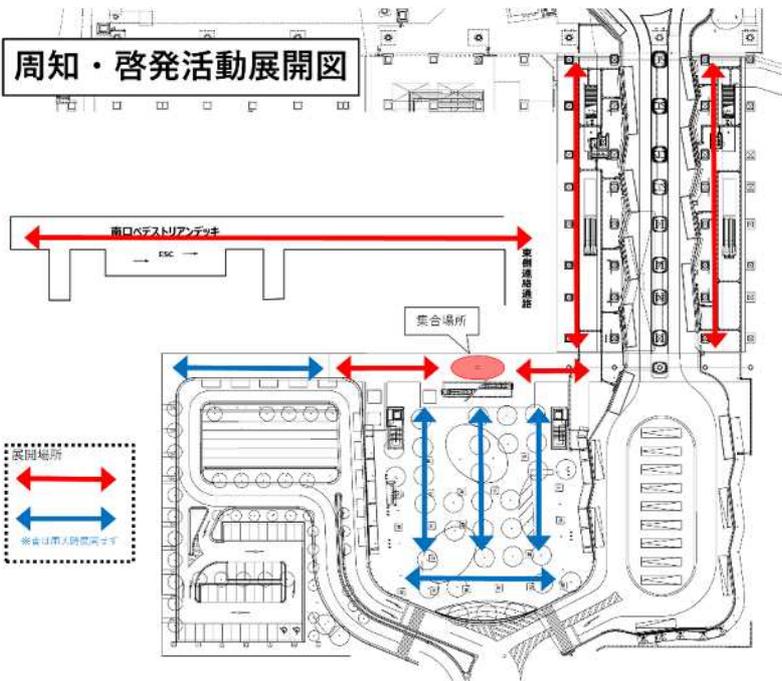
新潟駅南口広場（ペDESTリアンデッキ含む）、高架下交通広場 内

【実施主体／協力団体】

新潟市中央区役所 / 新潟警察署 JR東日本新潟支社 ほか

【実施方法】

新潟駅前広場（主に南口広場及び高架下交通広場）において、利用者や通行者などへ周知・啓発用チラシやポケットティッシュを配布します。



【取材申し込み】

取材のお申し込みは、下記担当者あて令和6年3月21日午後5時までにご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

新潟市中央区役所建設課

担当：岡村

〒951-8553

新潟市中央区西堀通6番町866番地

NEXT21 5階

電話：025-223-7403（直通）

FAX：025-228-1260

E-mail：kensetsu.c@city.niigata.lg.jp